

埼玉中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への支援については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より関係機関や団体を構成員とする「埼玉就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「埼玉 PF」という。）を設置し、官民が協働して埼玉県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

令和 6 年 6 月 21 日閣議決定された骨太の方針 2024 において、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に支援対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を広げるための支援に取り組んでいくこととし、令和 7 年 6 月に埼玉 PF の名称を「埼玉中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「埼玉中高年協議会」という。）に改めた。

今後は、「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和 8 年 4 月 10 日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）において、都道府県協議会においても、当該プログラムの関連施策を活用し、当面 3 年間程度（2028 年度まで）集中して取り組みを継続していく必要があるとされた。このため、埼玉中高年協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代の課題やニーズに関する認識を共有し、支援策について意見交換を行うことで地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくこととする。

2 構成員

別表に掲げる機関・団体のとおりとする。

なお、必要に応じて市町村及びその他の関係機関・団体等の参画を求めることができる。

3 各構成員の役割

(1) 行政機関

① 埼玉県（産業労働部）

- ・ 埼玉中高年協議会取りまとめ共同事務局
- ・ 埼玉中高年世代活躍応援プロジェクトに係る埼玉中高年協議会の事業実施計画（以下「事業計画」という。）策定に関する共同取りまとめ、埼玉県が実施する各種事業の進捗管理
- ・ 管内の市町村プラットフォーム（以下「市町村 PF」という。）における経済団体

等への対応依頼等に関する管内市町村との連絡調整

- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

② 埼玉県（福祉部、保健医療部）

- ・ 市町村 PF の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町村 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・ 各種支援策の周知、広報

③ 埼玉県（福祉部）

- ・ 管内の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策 PF」という。）の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・ 孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・ 孤独・孤立対策 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・ 各種支援策の周知、広報

④ 埼玉労働局（職業安定部）

- ・ 埼玉中高年協議会取りまとめ共同事務局
- ・ 事業計画策定に関する共同取りまとめ、埼玉労働局が実施する事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

⑤ 市町村（埼玉県市長会、埼玉県町村会、さいたま市経済局、さいたま市保健衛生局）

- ・ 中高年世代の支援に係る施策の提案
- ・ 各種支援策等の周知、広報

⑥ 地方関係機関（関東信越厚生局、関東経済産業局、関東地方整備局）

- ・ 関係業界、団体への協力要請
- ・ 各種支援策の周知、広報

⑦ 就労等支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部、県の就労等支援機関等）

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・ 職業的自立に向けた支援
- ・ 中高年世代を対象に含む職業訓練の充実
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 就労に向けた関係機関の連携強化
- ・ 市町村 PF への参画
- ・ 各種支援策の周知、広報
- ・ その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体、支援団体等

- ・ 企業に対する、中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、人材育成の充実、正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 企業に対する、中高年世代のための企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知、広報
- ・ その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 埼玉中高年協議会における取組事項

次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

支援対象となる次の3種類の者に係る実態やニーズの把握について、その方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」を参考とすることとする。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働く者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 就業も求職活動も行っていない者のうち、家事も通学もしておらず就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ ひきこもり状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく福祉的な支援を必要としている者（※）

（※） 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態や、ニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、埼玉県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(2) 目標、KPI の設定及び事業計画の策定

① 上記(1)の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

② 目標を達成するため、事業計画を策定する。

③ 事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については、上記1の趣旨を踏まえつつ、厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

また、埼玉中高年協議会は就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものとし、「(1) 支援対象者の把握」に示す3種類のうち、社会参加に向けた支援を必

要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村 PF の取組を支援していく。

(3) 気運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある中高年世代を支援できるよう埼玉県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(4) 市町村 PF との連携

埼玉中高年協議会は市町村 PF の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村 PF との情報共有と広域的課題の対応を行う。

例えば、

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援（※）
- ・ 県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町村 PF の好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

（※）経済団体等への対応依頼については、都道府県労働関係部局において、都道府県保健福祉関係部局と連携して行う。

5 会議の開催

- (1) 埼玉中高年協議会に座長を置き、埼玉労働局長をもって充て、職業安定部長をその代理に充てる。
- (2) 上記 4 に掲げる事項の協議を行うため、年 2 回を目安として協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。
- (3) 上記 4 に掲げる協議を行う際には、必要に応じて有識者その他関係者の出席を求めることができるものとする。
- (4) 上記 4 に掲げる事項に関して特に専門的な協議を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。
- (5) 専門委員会の会議運営に関し必要な事項は、専門委員会を置く埼玉中高年協議会とりまとめ事務局が当該会議に諮って定める。
- (6) 会議の開催方法については、状況に応じて書面による開催又はオンラインによる開催とすることも差し支えないものとする。

6 秘密の保持

埼玉中高年協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和 7 年 6 月 18 日から施行する。

令和 8 年 7 月 29 日に改正する。

(別表)

埼玉中高年世代活躍応援プロジェクト協議会 構成員一覧

(令和8年7月29日現在)

区分	機関・団体名 (※順不同)
経済団体	一般社団法人埼玉県経営者協会
	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会
	埼玉県商工会連合会
	埼玉県中小企業団体中央会
	一般社団法人埼玉中小企業家同友会
	埼玉経済同友会
労働団体	日本労働組合総連合会埼玉県連合会
支援団体	一般社団法人埼玉県雇用対策協議会
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部
	一般社団法人埼玉県専修学校各種学校協会
	かわぐち若者サポートステーション
	深谷若者サポートステーション
	地域若者サポートステーションさいたま
	埼玉とうぶ若者サポートステーション
	特定非営利活動法人KHJ埼玉けやきの会家族会
	埼玉県ひきこもり相談サポートセンター
	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
	若者自立支援センター埼玉
市町村	埼玉県市長会
	埼玉県町村会
	さいたま市
行政機関	関東信越厚生局
	関東経済産業局
	関東地方整備局
	埼玉県
	埼玉労働局